



鳥取県公報

令和6年5月31日（金）
号外第54号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 内水面漁 水産動物の採捕の禁止に関する指示（2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
管委告示

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和6年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで